

市町村名	刈谷市	窓口	刈谷市保健センター			
住所	〒448-0858 刈谷市若松町 3 丁目 8 番地 2					
電話	0566-23-8877	FAX	0566-26-0505			
E-mail	kshien@citykariya.lg.jp	URL				
【周産期医療機関への PR コメント】						
母子健康手帳交付						
場所	刈谷市保健センター					
交付方法	個別面接					
スタッフ職種	保健師、助産師					
→保健師以外の場合の気になるケースへの対応	妊婦のフォロー対象把握のため、アンケートから統一基準を設けて、継続的な支援を要する場合は、地区担当へ引継ぎを行います。					
市町村独自アンケート	あり					
内容・特徴	個別面接をし、個々の状況・問題把握に努め、妊娠期からの継続支援につなげています。					
こども家庭センター						
㊦ ・ 無（設置予定時期）						
名称	刈谷市こども家庭センター					
場所	市役所本庁舎（子育て推進課）、保健センター（子育て支援課）					
スタッフ職種	保健師、家庭児童相談員、保育士他					
内容・特徴	妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みがある家庭に対し、母子保健と児童福祉の両機能が連携し、切れ目のない一体的な相談支援を行い、必要な支援に繋がります。					
パパママ教室・両親学級等						
名称	パパママクラス					
時期・回数	毎月 1 回（午前・午後） 全 2 4 回					
会場	保健センター					
対象者	初妊婦及びパートナー					
スタッフ職種	保健師、助産師					
申込み方法	市公式 L I N E または電話					
内容・特徴	講話、沐浴体験、妊婦体験、DVD 鑑賞					
子育て支援に関する事業（多胎児・外国人・転入者対象、MCG 等）						
名称	多胎児養育費支援金	刈谷市多胎児等健診サポーター派遣事業				
時期・回数	満 1 歳の誕生日後に 1 回	4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診				
会場		保健センター				
対象者	出生から満 1 歳の誕生日まで引き続き市内に居住している多胎児と同一世帯の保護者	・健康診査を受診する乳幼児を 2 人以上養育する保護者 ・健康診査を受診する乳幼児以外に未就園の乳幼児を養育する保護者				
スタッフ職種		有償ボランティア				
申込み方法	書類申請	電話、メールもしくはあいち電子申請				

内容・特徴	一世帯に対し、36,000 円×（多胎児の人数-1）を支給	申し込みがあった上記対象者の荷物の預かり、車の送迎、子の遊び相手等のサポートを行う。
マタニティサロン・広場等		
名称	フレッシュ・ママクラス	
時期・回数	5月～3月(年間6回) 2か月に1回開催	
会場	刈谷市保健センター	
対象者	初妊婦	
スタッフ職種	保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士、保育士	
申込み方法	市公式LINEまたは電話	
内容・特徴	「出産前後のお母さんの身体について・ふれあい遊び」「妊娠中の食生活について・口腔衛生について」の2つのプログラムを年間3サイクル実施。	
産前・産後サポート事業／産前・産後ヘルパー		
名称	産後ホームヘルパー派遣事業	
時期・回数	出産後6か月以内（多胎児の場合は12か月）で30日（多胎児の場合は60日）を限度（1日1回3時間以内）とする。	
場所	各家庭	
対象者	出産後6か月以内（多胎児の場合は12か月）の母親で、①核家族で昼間に母親の援助をする人がいない家庭。②身内が近くにいるが高齢・病気等の何らかの理由で母親の援助ができない家庭。※父親が育児休暇取得中の場合は利用不可。	
スタッフ職種	ホームヘルパー	
利用方法	事前申請（電子申請・窓口申請）	
内容・特徴	出産後間もない母親の健康を守るため、ホームヘルパーを派遣して家事援助を行います。申請後に、利用者宅をヘルパーが訪問し、ケア内容の調整を行っています。	
産後ケア事業		
名称	産後ケア事業（宿泊型・日帰り型・訪問型）	
会場	指定医療機関・助産院	
対象者	刈谷市に住所を有し、医療行為の必要がない人で、次のいずれかに該当する乳児（1歳未満）を育てている母親（養親・里親含む） ・産後の身体の不調や回復の遅れがあり、あかちゃんのお世話が困難な人 ・授乳や沐浴等育児の仕方に不安があり、助産師からの心理的ケアと保健指導の必要がある人等	
スタッフ職種	産科医療機関、助産院スタッフ（助産師等）	
利用方法	事前に保健センターへ電話し、希望利用型・日程等調整後事前申請（電子申請・窓口申請）	
内容・特徴	出産後の母親と乳児が、心身を休めながら指定医療機関等で、宿泊、日帰りで育児の相談や授乳指導を受けられるサービスです。訪問型については、刈谷市のご自宅又は、市内のご実家に助産師が訪問し、同様の内容を受けることができます。	
子育て世帯訪問支援事業		養育支援訪問事業 専門的相談支援
対象者	市内に住所を有する妊婦及び18歳	妊娠期から子育て期にわたる期間で支援を必要とす

	までの児童がいる世帯のうち、①食事や生活習慣等について、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭、②若年妊婦等出産後の養育について出産前に特に支援が必要な家庭等	る家庭		
スタッフ職種	訪問支援員（ホームヘルパー等）	保健師等		
里帰り先への訪問	市内の場合は対応可	市内の場合は対応可		
申込み方法	なし	なし		
内容・特徴	令和7年度は家事支援のみ。利用者負担額1時間700円（措置の場合は負担なし。非課税・生活保護世帯は減免あり。）	必要に応じて家庭訪問、面接、電話等を実施しています。		
	妊娠中の家庭訪問	新生児訪問	未熟児訪問	こんにちは赤ちゃん訪問
対象者	支援を要する妊婦	生後4週未満の乳児	未熟児	4か月未満の乳児
時期	妊娠期	生後4週未満		生後4か月まで
家族からの申し込み方法	電話、来所等により申し込み	申込み不要。出生届出により対象者把握し、保健センターから連絡	あいち電子申請・届出システム、電話等により申し込み	申込み不要。出生届出により対象者把握し、保健センターから連絡
医療機関からの依頼方法	ケース連絡	ケース連絡	ケース連絡	ケース連絡
スタッフ職種	保健師	助産師、保健師	助産師、保健師	助産師、保健師
里帰り先への訪問	市内の里帰り先には訪問、市外は里帰り先市町村へ依頼	市内の里帰り先には訪問、市外は里帰り先市町村へ依頼	市内の里帰り先には訪問、市外は里帰り先市町村へ依頼	市内の里帰り先には訪問、市外は里帰り先市町村へ依頼
内容	必要に応じ、妊娠、出産後の不安等についての相談に応じる。	助産師による褥婦の相談、母乳相談、乳児の健康観察など	助産師による褥婦の相談、母乳相談、乳児の健康観察など	助産師による褥婦の相談、母乳相談、乳児の健康観察など
育児相談		電話相談		
担当部署	子育て支援課 母子保健第1係	子育て支援課 母子保健第1・第2係		
名称	母乳相談、栄養相談	育児相談		
時期・回数	月3回、月2回	随時		
場所	保健センター	保健センター		
対象者	乳幼児とその保護者	妊婦及び乳幼児を持つ保護者		
スタッフ職種	助産師、管理栄養士・保健師	保健師、助産師、歯科衛生士		
方法	市公式LINEまたは電話	電話番号：0566-23-8877		

内容・特徴	母乳相談、体重測定 栄養相談、体重測定	育児に関する様々な相談に応じています。 必要な場合は、地区担当保健師や関係機関につな ぎ、面接や訪問による支援を行っています。
離乳食教室・子育て教室等		
名称	離乳食講習会	
方法	集団	
時期・回数	月 1 回	
会場	保健センター	
対象者	第一子かつ離乳食を開始した 6～8 か月児とその保護者	
スタッフ職種	管理栄養士・保健師	
申込み方法	市公式 L I N E または電話	
内容・特徴	講話・個別相談	
5 歳児健診		
有 ・ 開始予定 （ - 年度） ・ 無		
名称		
方法		
時期・回数		
対象		
健診事後教室等		
名称	どんぐりルーム	
方法	集団	
場所	保健センター	
対象者	1 歳 6 か月児健康診査受診者のうち、経過観察の必要な児	
スタッフ職種	保健師・臨床心理士・保育士	
利用方法	臨床心理士による相談にて勧奨	
内容・特徴	年齢によりグループを分け、月 2 回実施。早期療育担当者も従事し、スムーズな移行が出来るようにしている。	
思春期保健に関する事業		その他事業
名称		
時期・回数		
対象者		
スタッフ職種		
申込み方法		
内容・特徴		